

## 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会 旅費規程

(目的)

### 第1条

この規程は、日本離婚・再婚家族と子ども研究学会（以下「学会」という）において会務のため出張する理事・監事、委員等に支給する旅費交通費について定める。

2 原則として、旅費は支給しない。旅費、宿泊費については、その原資は会員の年会費であることを自覚し、会員は学会活動のみのための旅費について所属機関から支給されるように努力しなければならない。

3 但し、努力しても所属機関から支給されない場合で、一定の条件を満たす場合、理事会に申し出た者に、理事会の承認を経て、旅費を支給することができる。

4 旅費の支給対象となる会務とは以下をさす。

- ①学会理事会
- ②常設、臨時を問わず理事会が認めた委員会活動
- ③学会が必要と認めたもの

(交通費)

### 第2条

旅費交通費は最も経済的な通常の経路および方法に準じ、別途定める旅費により計算する。ただし、天災その他止むを得ない理由により算定し難い場合には、その経路および方法によって計算する。

(旅費交通費の種類)

第3条 旅費の種類は次のとおりとする。

- (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

ただし、出張後すみやかな領収書と搭乗証明の提出があり、理事会が必要と認めた場合に限る。

- (4) 車賃 鉄道旅行以外の陸路旅行について実費額により支給する。
- (5) 宿泊料 旅行中の泊数に応じ1夜あたり10,000円を支給する。
- (6) 雑費 理事会が定める役務について、旅行中の日数および滞在日数に応じ1日あたり3,000円を上限として支給する。

(運賃の算定)

第4条 鉄道賃の算定に際し、次のとおり付加支給する。

(1) 片道 100km 以上の場合、特別急行料金。

(キャンセル料の取扱い)

第 5 条 予期せぬ事態により、会務のための出張を取り止めた場合に生じる旅費交通費のキャンセル料について、次のとおり支給する。

(1) 3 親等以内の親族の弔事の場合、全額を支給する。ただし、第 2 条ならびに第 3 条に定める旅費交通費を超えて支給しない。

(2) 前号の他、特別に配慮すべき事由が生じた場合、会長と副会長と協議して支給額を決める。

(その他の細目)

第 6 条 旅費交通費計算上の旅行日数は旅行のために要した日数による。

2 旅行距離が片道 400km 以上ある地域へ日帰り出張をした場合の雑費は 2 倍とする。

3 役員、委員の市内交通費は、第 3 条第 6 項の「雑費」に含むものとする。

4 鉄道賃、船賃および航空賃に宿泊料が含まれる場合（パック料金等）においては、この金額に雑費を付加して支給する。ただし、この金額が第 2 条ならびに第 3 条に定める旅費交通費（雑費を含まず）を超える場合には、適用しない。

(特別支給)

第 7 条 特別の事由によりこの規程によることが困難な場合はその旅行の実情を調査し、理事会の決裁を経て必要な旅費交通費を支給することができる。

2 前項以外に会員が会務のために要した役務以外に特別の役務を与えた場合は、理事会の決済を経て、第 3 条 (6) に加え、1 事業につき 2,000 円を上限として支給することができる。

## 第 8 条

この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

## 附則

1 この規程は 2020 年 6 月 16 日から施行する